

告 示

埼玉県告示第百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
スープーバリュー春日部小渕店

埼玉県春日部市小渕字内田四百六十三一一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 食品廃棄物のリサイクルに努めること。
(2) 小渕小学校の主要通学路に面しており、付近にはスクールゾーン設定区間がある。工事期間中、また開業後も交通安全に十分な配慮をすること。

二 縦覧期間

平成二十九年二月十日から平成二十九年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター